

確認制度と利用定員について

1 私学助成と施設型給付の主な違い

私学助成（新制度未移行）	施設型給付（新制度移行）
【私学助成経常費補助（県）】	【公定価格】（給付費+利用料）（市）
【利用料(市)】（月 25,700 円まで）	【市独自助成】（市）
【利用料（保護者）】（月 25,700 円を超えた分）	利用料の保護者負担は無償化（0 円）
【負担金、諸経費】 （入園料、施設整備費、制服代、教材費、行事費、給食費、通園バス代等）	【特定負担額】 （入園料：施設整備費、〇〇教材費）
	【実費徴収】 （制服代、教材費、行事費、給食費等）
	【検定料・入園受入準備費】 ※ 新制度の枠外の経費

2 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

【確認】

子ども子育て支援法に基づき、市町村は各施設・事業者から申請を受けた際、対象施設・事業として「確認」を行い、給付による財政支援の対象とします。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対し、認定区分ごとの利用定員を定め、給付の対象となることを「確認」し、給付費（委託費）の支払いを行います。

【利用定員】

市町村は認可定員の範囲内で利用定員を定めます。

《認可定員》教育・保育施設の設置にあたり学校教育法、児童福祉法、認定こども園法により認可された定員

《利用定員》子ども・子育て支援法により、確認時に設定する定員。

給付単価（委託費）の根拠。認可定員が上限。

給付種別	事業の種類		認可主体	確認主体
施設型給付	認定こども園	幼保連携型	神奈川県	茅ヶ崎市
		幼稚園型		
		保育所型		
		地方裁量型		
	幼稚園			
保育園				
地域型保育給付	小規模保育事業		茅ヶ崎市	
	家庭的保育事業			
	居宅訪問型保育事業			
	事業所内保育事業			

3 茅ヶ崎市子ども・子育て会議審議事項

- ・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- ・ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更について意見を述べること。
- ・ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し調査審議すること。
- ・ 家庭的保育事業等の認可に関し意見を述べること。